

建築物石綿含有建材調査者講習開催のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

2022年4月に、一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査の結果等を電子システムで届け出の義務化がスタートし、2023年10月から有資格者による事前調査の義務化が始まります。会員様からも資格試験の開催を望む声が多く寄せられておりました。そこで、講習機関の一つである「一般財団法人日本環境衛生センター」にご協力いただき、富士山木造住宅協会・静岡木の家ネットワーク主催で「一般建築物石綿含有建材調査者講習」の開催する運びとなりました。

記

- 【開催日】 6月20日(月) 6月21日(火) ※2日間の連続受講となります。
- 【開始時間】 10:00 (受付9:30) 終了は18:30頃予定 両日共通
- 【場所】 グランシップ 11階 会議ホール・風 (静岡県静岡市駿河区東静岡2丁目3-1)
- 【受講料】 52,000円(税込)
- 【受講資格】 別紙記載
- 【定員】 120名 ※定員になり次第締め切らせて頂きます。
- 【内容】 動画視聴による講義、試験
資格取得には全て講義を受講後に修了考査(試験)に合格することが必要です。
不合格の場合には改めて再試験を受けることとなります。
- 【持ち物】 筆記用具(筆記試験で鉛筆またはシャープペンシル、消しゴムを使用)
自動車運転免許証等(顔写真で本人確認が可能な書類)
- 【申込方法】 注) ①~③まで全て完了しなければお申込みとなりませんのでご注意ください

①下記URL若しくはQRコードよりお申込みをお願い致します。(受講者毎の入力お願い致します。)

<https://forms.gle/P3d3WFHZS7PcBvk79>



②自動返信メールが届きますので、ご確認お願い致します。

(メールが届かない場合、正常にお申込みが完了していない可能性がございます。)

③4月後半以降順次、入力いただいたメールアドレスに「申込フォーム」が届きますので、ご入力・お手続きをお願い致します。

また、受講料の振込案内が届きますので期日までに入金と入金記録の返信をお願い致します。

ご不明な点がございましたら、(一社)フジ協事務局までお問い合わせください。 担当 井出 TEL:090-7673-6395

受講資格

受講資格 区分番号	学 歴 等	実務経験年数
1	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する 実務経験年数：2年以上
2	学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限 り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）にお いて、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程 （夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した 者（専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）	卒業後の建築に関する 実務経験年数：3年以上
3	「2」に該当する者を除き、学校教育法による短期大学（同 法による専門職大学の前期課程を含む。）または高等専門学 校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課 程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する 実務経験年数：4年以上
4	学校教育法による高等学校または中等教育学校において、建 築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて 卒業した者	卒業後の建築に関する 実務経験年数：7年以上
5	「1～4」に該当しない者（学歴不問）	建築に関する 実務経験年数：11年以上
6	建築行政または環境行政（石綿の飛散の防止に関するもの に限る。）に関わる者	実務経験年数：2年以上
7	特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者	石綿含有建材の調査に関する 実務経験年数：5年以上
8	8-a 石綿作業主任者技能講習を修了した者（実務経験年数不問）	
9	産業安全専門官もしくは労働衛生専門官、産業安全専門官もしくは労働衛生専門官であった 者	
10	労働基準監督官として従事した経験を有する者	従事経験年数：2年以上
【海外の大学で建築学課程を卒業した方など1～10に該当しない方は事務局(日本環境衛生センター)まで お問い合わせください。】		

FAXでのお申し込みはこちらです。

会社名	
お名前	
Mail アドレス	

FAX 送信 → 0545-63-8763